

# 中国における政府間財政移転の実態と課題 － 財政力の調整効果を中心に－

孫 萌

はじめに

1. 中国における近代的な政府間財政移転の沿革
  - 1.1 近代的な政府間財政移転の形成
  - 1.2 中国における政府間財政移転の基本構造
2. 中国における政府間財政移転の実態
  - 2.1 税還付
  - 2.2 専項財政移転
  - 2.3 一般的財政移転
3. 中国における政府間財政移転の到達点・問題点と改革の動向
  - 3.1 財政移転の効果分析
  - 3.2 問題点
    - ア) 各レベル政府の行政権と財政権の不明確問題
    - イ) 省以下の財政難問題
    - ウ) 財政移転の不透明問題
  - 3.3 今後改革の動向

おわりに

## はじめに

本稿は、近年公開されたデータを用いて、中国の政府間財政移転による地域間財政力の調整効果を再評価し、その到達点・問題点を整理し、今後の展開方向を検討しようとしている。

中国では、改革開放（1978年）と同時に実施された「財政請負制」<sup>1)</sup>は、地方の財源を増やし、地方経済を活性化するという側面で、一定の成果を上げたものの、地域間の経済発展上の格差及び財政供給上の格差が全体として拡大したこと、及び中央政府の財政マクロ調整機能・所得再分配機能が低下したことなど、複数の問題点が指摘された。このような背景の下で、1994年より、中国中央政府がこのような問題点を克服することを目指し、「分税制」を中心とする大規模な財政改革を行った。この「分税制」改革により、税制と政府間財政関係が大幅に変容した。それと同時に、「分税制」改革の際、地域間の財政力格差を是正し、地方財政力及びナショナル・ミニマムの確保を目指し、「税還付」、「専項財政移転」、「過渡期財政移転」<sup>2)</sup>などの制度を導入し、財政移転の整備も着手した。

現在の政府間財政移転には、「税還付」、「専項財政移転」と「一般的財政移転」<sup>3)</sup>などがある。2013年度の財政収入決算額により、地方の主な財入内訳をみると、地方税収が46.1%、非税収入が12.9%、一般的財政移転が20.8%、専項財政移転が15.9%、税返還が4.3%を占めている。財政移転総額は、財入全体の41.0%を占めており、地方税収に匹敵する高い構成比であることが分かる。

「分税制」改革以降の中国の政府間財政関係及び財政移転に関し、複数の研究がなされている。張（2001）は、豊かな地域への交付が中心となる「税還付」制度は地域間財政力格差を是正する機能がないと指摘しており、さらに、張（2009）では、数十年後、「税還付」が定額返還となると分析している。内藤（2004）では、中国において、財政移転が整備され、中央から地方への移転金が年々増加しているにもかかわらず、中央政府から地方政府への財政移転の大部分が「税還付」から構成されているために、全体から見れば、財政移転が地域間の財政力格差を是正する役割を果たしていないと分析している。町田（2006）と徐（2007）は、近年、専項財政移転の増大により、中西部地区への財政移転を通じた財政力格差の是正が少しずつ機能するようになってきたと主張している。

しかし、21世紀に入ってから、財政力の弱い地方政府に支援することに主眼をおく「一般的財政移転」が財政移転全体に占める比重は、次第に大きくなるにつれ、中国の財政移転が大幅に変容しているが、その特徴、現状及び問題点などが明らかにされていない。

本稿は、「分税制」改革後の中国における政府間財政移転の変遷を整理した上で、データ分析により、財政移転による財政力の調整効果を再考する。その後、現時点の問題点を整理し、提示する。最後に、2015年2月に公表された財政移転制度改革に関する政府文書について、その概要と意義を検討し、今後中国の財政移転の改革方向をどのように展開していくのか展望してみる。真の公共サービス均等化の実現に向けた今後の財政移転制度改革の方向を探りたい。

## 1. 中国における近代的な政府間財政移転の沿革

厳密に言うと、中国において、近代的な政府間財政移転は、1994年の「分税制」の導入とともに出現したのであり、それほど長い歴史をもつ制度ではない。それ以前は、上級政府と下級政府の間に、財政の移転がしばしば見えていたが、それは、今日国際的に通用されている政府間財政移転の規範に合致するものとはいえない。例えば、改革開放開始までの財政「統一指導・分級管理」時期の財政制度は、一見、所得平準化を目標とする日本の地方交付税に似ているが、明確な算定基準がなく、実際の移転金の金額は、中央と各地方政府との「交渉」で決めることが多く、規範性が欠ける。本稿では、1994年以降に出現した政府間財政移転のみを検討の対象とする。

### 1.1 近代的な政府間財政移転の形成

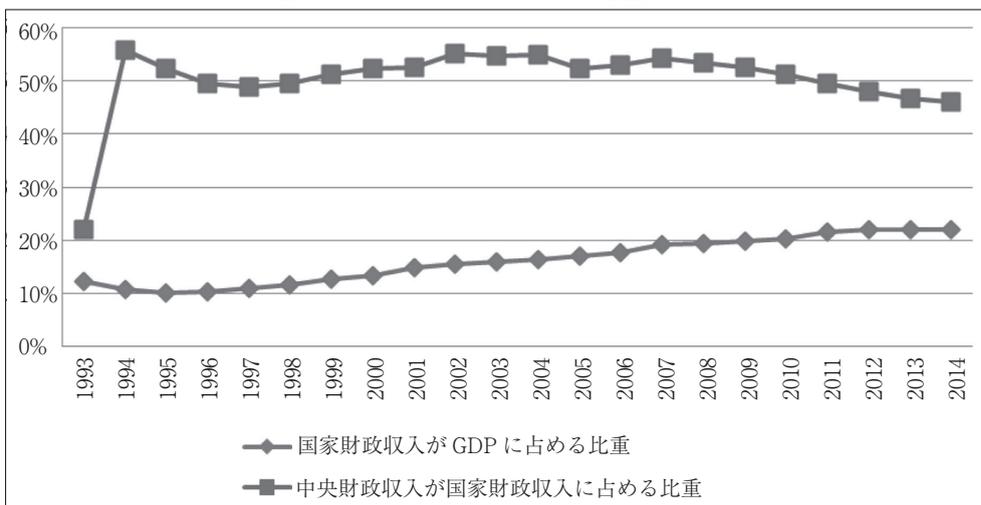
中国において、財政移転が導入された時代背景は、1994年に中国全土で行われた「分税制」改革である。それまでに採られていた「財政請負制」は、地方財政収入の確保と地域経済の発展の面で、地方政府にとってインセンティブが強い財政管理体制であり、充実した財政力を持った地方政府は、積極的に地域開発・発展に取り組んだ。しかし、経済発展が速く、財政力がある東部地区と発展が遅れる中西部地区<sup>4)</sup>との地域間格差が拡大す

ること、国家財政収入<sup>5)</sup>に対する中央財政収入の比重が低い（1993年22.0%）こと及びGDPに対する国家財政収入の比重が傾向的に低下する（同12.6%）ことなどの問題が発生した。

このような背景の下で、1994年に、こうした方向を逆転させようとするものとして、「分税制」改革が発足した。「分税制」改革の目的は、租税体系・制度と執行体制を全国で統一し、中央政府の財政力を強化し、地方の裁量の余地を縮め、地域間財政力格差を是正しようとしている。特に、「国家財政収入がGDPに占める比重」と「中央財政収入が国家財政収入に占める比重」は、中国で一般的に「2つの比重」（＝「兩個比重」）と呼ばれており、その具体的な目標値について、公式な政府文書で、明記されていないが、後者について、57%と挙げられているもの<sup>6)</sup>が多い。

「分税制」改革は、中央政府と地方政府の財政収入配分、財政支出区分を明確化したこと、企業所得税<sup>7)</sup>と付加価値税を中心とする租税体系を確立したこと、中央政府と地方政府の対等性を高めたことなどの点で、画期的な改革と評価できる。特に、「2つの比重」について、税収入調達力の強化という面では、GDPに対する国家財政収入の比重は、「分税制」が実施された1994年10.8%、その直後の1995年と1996年10%強と一旦下がったが、1997年以降着実に高まっており、2014年に22.1%に達したという。他方、中央コントロール力の強化の面では、各種の税目が中央税・地方税・共有税と規範化されることにより、中央財政収入が国家財政収入に占める割合は、「分税制」直前の1993年22.0%から1994年に一気に55.7%までに上がり、それ以来ほぼ横ばいの状態になっている。2014年現在の比重は、45.9%であり、中央対地方が半々といえる。中央政府の財政力の回復により、本稿で検討する財政移転の創設が可能となった。「2つの比重」を示す図1の通りである。

図1 1993年～2014年、「2つの比重」の推移



(出所)『中国財政年鑑』（2015年版）より筆者作成。

しかし、一方、問題点も数多く残された。中央政府の主導で行われた「分税制」改革は、地方の反対を抑えるために、地方の「既得利益」を保持し、「増量調整」、「税還付」などの緩やかな措置を採った。例えば、1995年財政収入の比重は、中央：地方52.2%：47.8%であったが、「税還付」額が地方に交付された後の可処分財取（手取り財政収入）は同

22.3%：77.7%と激変し、実質上、「分税制」改革前の比重に反落することになった。このように中央の財政力が「分税制」により、急に上昇したとは言い難かった。他方、後述するように、「分税制」改革の直後、経済力（1人当たりGDP）でも財政力（1人当たり財政収入）でも、地域間の格差が拡大傾向を示している。

このような問題を解消しようとして、中央政府は「税還付」、及び従来の「専項財政移転」を継続的に実施するとともに、1995年より、「過渡期財政移転」（のちに「一般的財政移転」と改称）を新設した。このように、3制度により編成された中国の「分税制」改革後の財政移転が本格的に発足した。

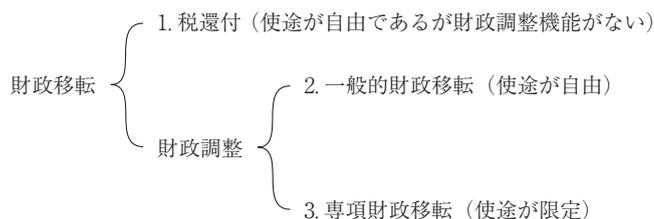
## 1.2 中国における政府間財政移転の基本構造

「政府間財政移転（Intergovernmental Fiscal Transfers）」とは、政府間で資金が移転されることである。そのうち、財政平衡化（Fiscal Equalization）機能をもつものは、「政府間財政調整（Intergovernmental Fiscal Adjustment）」<sup>8)</sup>と呼ばれており、用途に制限があるかないかにより、一般補助金と特定補助金に分けられている。

中国の場合では、「政府間財政移転」は、狭義的な概念と広義的な概念がある。狭義的な「財政移転」は、財政力の偏在を是正する「財政調整」に相当するものであり、「財政平衡制度」<sup>9)</sup>とも呼ぶ。広義的な「財政移転」は、上記の狭義的な「財政移転」に加え、財政平準化機能をもっていない「税還付」も含まれる。本稿でいう「財政移転」は、特別に説明する場合以外、広義的な「財政移転」を指す。

「分税制」改革と同時に導入された「税還付」は、地域間財政力格差を是正する機能がないため、異端視されることが多い。しかし、中央政府が定期的に地方に資金を移転しているという特質から、本稿では財政移転として扱う。そして、形態的に、中央からの補助金に見えており、用途に制限がないため、その実質は、地方政府の独自財源に近いという評価<sup>10)</sup>もある。

「分税制」改革の翌年の1995年より、地域間格差の是正及び公共サービス均等化を主な目的とした「過渡期財政移転」の取組みが進められている。更に、「分税制」改革前から引き続き実施されている「専項財政移転」もある。3つの制度は現在中国の財政移転になっており、それぞれの関係は以下のようなものである。その詳細について、次章で説明する。



## 2. 中国における政府間財政移転の実態

本章では、現行の3種の財政移転の沿革と実態を整理し、最新情報を提示する。

## 2.1 税還付

各種税目を中央税・地方税・共有税に分類することにより、中央財政力を確保する「分税制」改革は、その実質が、集権と分権との均衡点を追求する<sup>11)</sup>ことであると考えられる。しかし、地方政府側からすれば、既存の財政収入が中央政府に持っていかれることになり、「分税制」に消極的であり、反発することもある。

このように、「分税制」の導入に際し、中央政府は、財政収入が減収した地方政府の反対を抑え、地方に対し、制度導入前の財政収入を保障する制度として、税還付制度を設立した。具体的には、(1)「両税還付」、(2)「所得税基数還付」、(3)「成品油税费改革税還付」の3項目が含まれている。

(1)両税(増値税・消費税<sup>12)</sup>)還付。「分税制」の導入とともに新設された財政移転である。1994年の地方収入が下回らないように、「分税制」が導入する直前の1993年の純「上割収入」(すなわち、消費税額+0.75×増値税額－「下割収入」)を全額地方に還付し、1994年の地方への還付額とする。

なお、1994年以降の還付額は、上記した1993年の純「上割収入」を基数として毎年通増させていく。還付額の増加率は、「両税」の全国平均増加率の1:0.3とされ、下記の公式で算定する。

$$G_{it} = (1 + 0.3R_{it})G_{i,t-1} \quad (t > 1)$$

公式の中、 $G_{it}$ は*i*地区が第*t*年度の還付額で、 $R_{it}$ は*i*地区の「両税」の対前年度の増加率で、 $G_{i,t-1}$ は第*t*年度の還付基数である<sup>13)</sup>。この方法で計算すれば、最初の数年間は、地方への税還付額が高く、財政移転全体の7割以上を占めていたが、「両税」の税収が年々増えていく中、地方への還付額の増加率は、税収伸びの3割にとどまられている。更に、張(2009)によれば、実際に、一部の地域は、「両税」増額からの配分率が30%になっておらず、かつ年々に低下している。そのため、時間をかけて次第に中央の取り分が増加することになり、数十年後、定額返還となる<sup>14)</sup>。

2014年決算では、両税還付額は4014.48億元であり、税還付総額の79.1%、財政移転全体の7.8%を占める。

(2)所得税基数還付。「分税制」導入後の数年間、個人所得税と地方企業所得税は地方固定収入、中央企業所得税は中央固定収入とされていたが、2002年より、すべての所得税(一部の企業を除く)の税収増加分が、中央と地方に一定の割合で配分されることになった。具体的に、初年度の2002年に、中央と地方を5:5で、それ以降は、6:4で配分。これに伴い、2002年以降は、増値税・消費税の「両税」に加え、所得税が税還付の対象となった。所得税基数還付の還付額が財政移転全体に占める割合は、2003年(898.0億元)に一度だけ1割を超えたが、それ以降は下がりつつある。2014年のそれは、わずかの1.8%である。なお、還付額は2008年に910.2億元に増額されて以来、2014年現在、変わったことがなく、定額のままである。

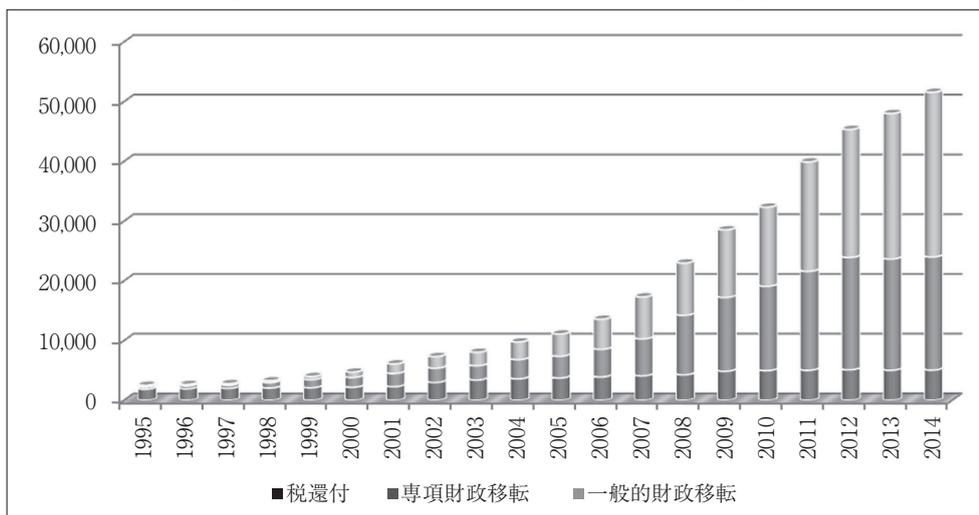
(3)成品油（＝精製油）税費改革税還付。2009年1月より実施された成品油税費改革<sup>15)</sup>に伴う「六費」<sup>16)</sup>の料金徴収が廃止された。それによる地方政府の税収減少分を填補するために、同年に成品油税費改革税還付が導入された。

還付額の算定について、2007年度の「六費」収入額を基数として、地方の実情を考慮して確定するとされているが、実際の還付額は、実施以来、増額したことが一度もなく、1531.1億元（2015年現在）のままである。財政移転全体に占める割合が、初年度の5.4%から、2014年の3.0%へと下がりつつある。

地方の「既得利益」を保持することを目的とする税還付制度は、円滑な制度改正のために置かれたものとして、多くの課題をもたらしていると指摘されている。まず、税還付は、その性格から、財政力の強い地域への還付が多くを占めており、地域間の財政格差に応じて再分配する平準化措置になっていない。むしろ、地域間の財政力格差が更に広がった。例えば、1992年の上海市と貴州省の1人当たり財政収入格差は、7.7倍であったが、97年には、11.6倍に拡大していた。また、「分税制」改革当初の目的は、当制度により中央財政力を強化することとされたが、地方への税還付が、前述のように、中央財政に負担をかけることとなってしまったため、実質的には、強化されたとはいえないとされている。

ただし、税還付の動向については、総額が1995年1,867.3億元から、2014年5,081.6億元に増加する傾向にあるが、図2で分かるように、財政移転全体に占める税還付のウェイトが年々下がっており、2014年に、9.8%へと低下している。税還付による中国財政への影響は、次第に弱まり、将来微々たるものになると予測される。

図2 1995年～2014年、財政移転額の推移（単位：億元）



(出所) 1995年～2007年：遼寧省財政科学研究所・東北財経大学財税学院「1995年～2009年地方財力、中央返還及上解情況」『地方財政研究（2011年01期）』  
2008年～2014年：『中国財政年鑑』各年版より、筆者作成。

## 2.2 専項財政移転

中国の専項財政移転は、日本の国庫支出金に相当するものであり、中央から地方へ交付される特別支出金である。「分税制」が開始される前から引き続き実施されてきた用途限定補助金である。一旦関連部門に配布され、各部門がプロジェクトごとに配分する。交付

先はインフラ整備、社会保障、農業、教育などの4分野であり、具体的配分方法は、それぞれ国家発展改革委員会、労働社会保障部と財政部、農業部、教育部により決められている。

2015年予算では、一般公共サービス、外交、国防、公共安全、教育、科学技術など、計19の項目を含んでいる(表1参照)。その用途は、農林水(27.18%)、交通運輸(17.12%)、社会保障と雇用促進(12.41%)という順になっており、中央政府の意思が反映されている。

表1 中国の専項財政移転の内訳(2015年予算)

用途	予算額(億元)	比重
1. 一般公共サービス	224.71	1.04%
2. 国防	27.22	0.13%
3. 公共安全	207.66	0.96%
4. 教育	1,718.03	7.98%
5. 科学技術	32.42	0.15%
6. 文化・スポーツとメディア	298.18	1.38%
7. 社会保障と雇用促進	2,673.23	12.41%
8. 医療・衛生と計画生育	1,144.45	5.31%
9. 省エネ・環境保護	1,910.18	8.87%
10. 城郷社区	96.38	0.45%
11. 農林水	5,852.06	27.18%
12. 交通運輸	3,687.47	17.12%
13. 資源探査情報	363.62	1.69%
14. 商業サービス業	310.98	1.44%
15. 金融	0	0%
16. 国土海洋気象	177.36	0.82%
17. 住宅保障	2,358.07	10.95%
18. 穀類・食用油物質貯蓄	255.86	1.19%
19. その他	196.46	0.91%
合計	21,534.34	100%

(出所) 中華人民共和国財政部予算司サイト<sup>17)</sup>より、筆者作成。

専項財政移転の総額は、1995年374.7億元から、2014年18,941.1億元に急速に増額され、特に2000年から2010年までの間、専項財政移転は、財政移転全体に占めるウェートが高まり、税還付を代わって財政移転の主体となっていた。それまで拡大しつつあった財政力格差を是正することに一定の効果があった<sup>18)</sup>と評価できるが、限界がある。

それは、まず、スピルオーバーの防止手法としての専項財政移転は、上級政府の指導の下で使わざるを得なく、その用途は必ずしも地方の希望に従うものとはいえない。そのため、資金使用の効率性が疑問視される。

また、例えば、農業への財政移転は、農業生産性の高い地域だけに重点的に交付されているが、それは、三農対策・農業支援のための移転であり、地域間財政力格差の是正を図るものではない<sup>19)</sup>。

他方、中国の場合は、中央政府からの専項財政移転金に地方政府がマッチング資金を支出しなければならないため、財政力が強い地域はマッチング資金が出しやすく、専項財政移転金を受けやすいと指摘されている。そして、地方が交付された専項財政移転金を実際に運用する際に、マッチング資金の支出は地方の大きな財政負担になる。国家審計署<sup>20)</sup>の発表によると、2009年に1,981の内需拡大投資建設プロジェクトについて抽出検査を行った結果、地方財政の調達困難・不能によるマッチング資金のギャップが90.07億元（全体の45.58%）に達した<sup>21)</sup>という。

なお、専項財政移転金の運用について、明確なルールがなく、各部署の裁量により決められるため、各部署の「利権の象徴」として乱立されることが多く、官僚の不正にもつながっていることから、整理やルール化が進められている。

### 2.3 一般的財政移転

第3のものは、「一般的財政移転」といい、基本的に貧しい地区への資金移転であり、地域間格差の是正に最も寄与できる制度であり、1995年に設立された。移転金の用途が中央政府に指定されず、完全に地方の自由である。現在、「一般的財政移転」と総称されているが、創設当初、「過渡期財政移転」という名称が使用され、2002年に「財力の財政移転」へ、2009年に現在の「一般的財政移転」へと変更されている。主な項目は、以下のようである。

(1)均衡的財政移転。1995年創設されてから、2008年までの「一般的財政移転」という名称を経て、2009年に現在の名称に変更された。規範化したルールで算出された指標に基づき移転金が交付されることは、日本の地方交付税とよく似ている。均衡的財政移転の移転金額は、該当地区の標準財政収入と標準財政支出の差額に移転係数を乗じるものであり、標準財政収入が標準財政支出を上回る地区は、均衡的財政移転の移転対象外となる。計算公式は以下である。

$$\text{均衡的財政移転の交付額} = (\text{該当地区の標準財政支出} - \text{該当地区の標準財政収入}) \times \text{該当地区の移転係数}$$

公式の中、「標準支出」は、衛生、都市建設・維持、社会保障、農業支援、農業開発など、各分野の標準支出から算出される。「標準収入」は、標準財政収入、税還付額、専項財政移転額、その他の補助金などの要素で算出される。なお、「移転係数」は、当年度の中央政府の予算資金と政策的財政移転額の差額で、標準支出が標準収入より高い地区の差額合計を割り当てる。

均衡的財政移転は、創設以来、一貫して一般的財政移転の主体である。2014年決算では、均衡的財政移転（10,803.81億元）が一般的財政移転総額に占める割合は、39.2%となった。

(2)老少辺窮地区財政移転。2000年より実施された「西部大開発戦略」とともに、「民族地区財政移転」という名称で創設され、前述した均衡的財政移転の上に、さらに少数民族地域<sup>22)</sup>特有の財政困難に対応し、少数民族地域の発展を目的とする財政移転制度であり、

少数民族地域のみが対象とされていた。

各地方への交付金は、2つの部分から構成される。1つは、2000年の10億円の政策的財政移転金を基数に、前年度の増値税の増加率に合わせて増加する分である。もう1つは、少数民族地域の増値税収入を、「環比法」（前月比）で計算し、前年度より増収分の80%を還元する分である。移転金額は、2000年25.5億元から2011年370.0億元に増額され、年平均増加率が30.5%である。

2012年より、財政力が著しく弱い革命老区（戦争時に中国共産党の革命拠点となった貧困地区）と国境地帯に位置する辺境地区も、交付対象になった。移転金の名称は、「民族地区財政移転」から、「革命老区、民族と辺境地区財政移転」へ変更。2015年現在、正式な名称は、「老少辺窮地区財政移転」であり、2014年決算で、697.02億元であり、一般的財政移転総額の2.5%占める。

(3)賃金調整財政移転。1999年7月1日より、5回にわたり在職中の公務員給与と退職者の年金を引き上げた。それとともに、地方政府の負担を軽減するために、「賃金調整財政移転」が導入された。移転金額については、該当地方の政府職員数と給与の引上げ額を乗じた後、財政状況に応じて補助率を計算する。計算公式は以下である。

$$\text{賃金調整財政移転の交付額} = \text{人数} \times \text{1人当たり増加額} \times \text{係数}$$

2006年の規定では、北京、上海、天津、江蘇、福建、広東、浙江などの7省・直轄市、及び瀋陽、大連、済南、青島、福州、アモイ（廈門）などの6市は、不交付団体となり、遼寧（瀋陽・大連を除く）、山東（済南・青島を除く）、福建（福州・アモイを除く）は40%、それ以外の地区は100%交付するとされている。

2013年決算では、賃金調整財政移転は2,429.34億元であり、同年度一般的財政移転総額（24,362.72億元）の10%を占める。

(4)農村税費改革財政移転。農村地区における税費改革により、財政収入が減少する地方、特に農業の割合が大きな省や穀物の主要生産地に交付する移転金であり、2000年に導入された。しかし、それ以降は、大幅に増額したことがなく、ほぼ定額のままであるため、一般的財政移転総額に占める比重が下がりつつある。2013年決算では、752.60億元で、一般的財政移転総額のわずかの3.1%を占める。

一般的財政移転の総額は、設立された1995年にわずか290.9億元であったが、その後急速に増額され、2014年決算では、27,568.4億元で、約20倍増え、財政移転全体に占める割合が53.4%となり、地域間財政力の均等化に中心的な役割を果たしている。

しかし、その問題点として、指摘すべきなのは、一般的財政移転のなかに、「賃金調整財政移転」、「農村税費改革財政移転」、「城郷義務教育補助経費」、「基本養老金（＝国民年金）等財政移転」など、「専項財政移転」化されているような、非常に零細なもの、または時代の要請にそぐわないものがあることである。例えば、義務教育、社会福祉や生活保護などは、ナショナル・ミニマムと位置付けるのであれば、それらに関する支出は、地方財政ではなく、全額中央財政の負担とすべきであると考えられる。それは、地方の裁量権を尊

重するという制度の本来の性質に反しており、今後改革の目標となっている。

### 3. 中国における政府間財政移転の到達点・問題点と改革の動向

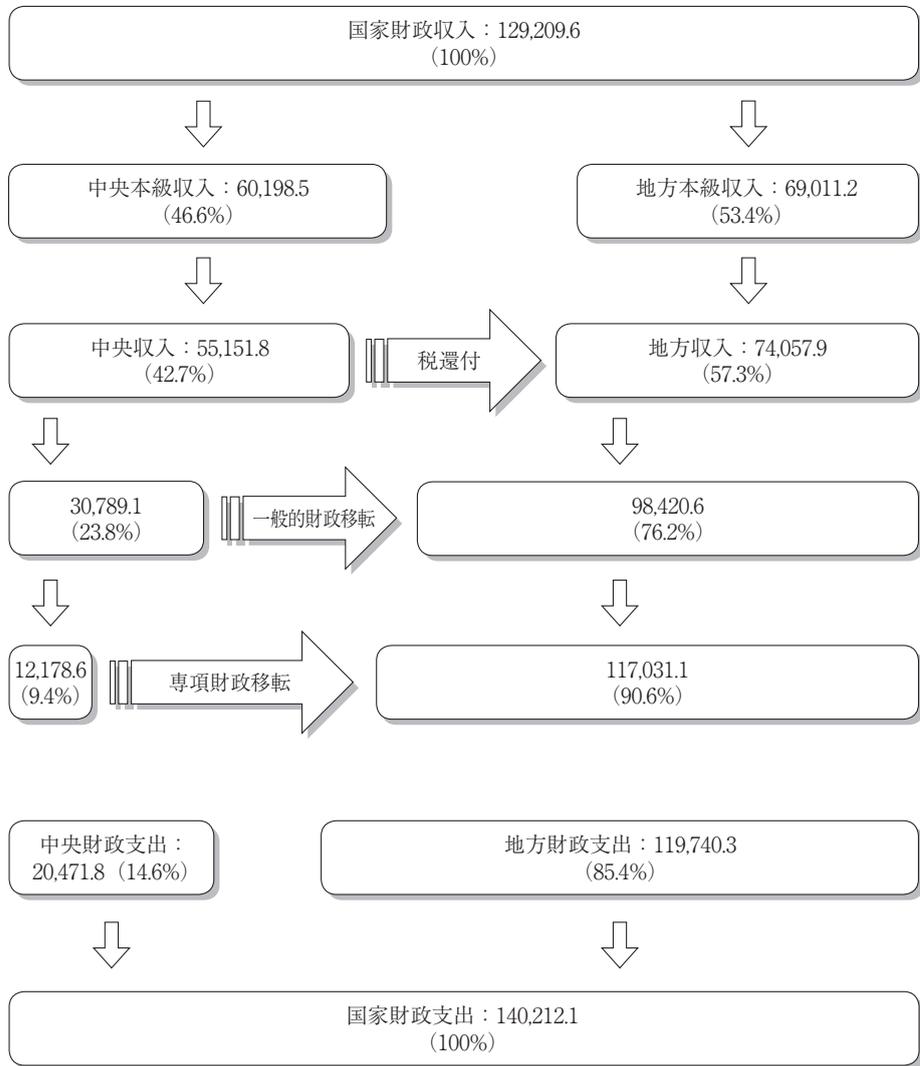
中国の財政移転が導入された当初、税還付のウェートが著しく大きいため、財政力の調整機能がほとんどなかったが、2000年代初頭、多くの国家戦略が打ち出されたに伴い、専項財政移転のウェートが上昇しつつあり、財政移転を通じる調整機能の発揮が一定の役割を果たすこととなった。更に、2010年代に入ると、財政調整にもっとも期待される一般的な財政移転が、税還付と専項財政移転を代わって、財政移転の主体となった。そのため、中国の財政移転による財政調整効果を見直すことが必要となった。本章では、この考察を踏まえ、この間の財政調整効果を検討しよう。そして、問題点及び今後の動向を明らかにする。

#### 3.1 財政移転の効果分析

1994年以來、財政移転額が、地方財政に占める割合は、地方の本級収入<sup>23)</sup>とともに年々上昇しつつある。そのウェートは、1994年に一度のみ地方の本級収入を上回ったが、それから地方財政に占める割合は低下傾向にあり、2004年決算で全体の46.7%と、さらに、2014年で同40.5%と低下した。一見、地方財政に対して、財政移転の重要性が低下しているようであるが、誤解である。むしろその重要性がますます高まっている。財政移転の総額は、前章の図2のような推移をたどっている。1995年（2,532.9億元）から1999年（3,992.3億元）までは、徐々に伸び続けたが、21世紀に入ると、経済の高成長とともに、急速に伸びてきている。特に2002年以降、所得税配分改革により、企業所得税と個人所得税が中央財政と省財政の共有税になったことにより、中央財政収入の規模が急増した。それに伴い、地方への財政移転が急速に増額された。2014年には51,591.04億元となり、1995年に比べると、約20倍伸びたという。

中央と地方政府の間の財政関係という視点から、中国の地方財政制度は、収入と支出が非対称的であるという特徴がある。中央財政と地方財政の間では、収入段階と支出段階での配分において乖離が存在する。「分税制」以來、収入段階での配分では、中央：地方は2014年決算で、45.9%：54.1%で、ほぼ半々である。一方、支出段階での配分では、地方が85.1%、中央が14.9%で、地方の割合が圧倒的に大きい。この両者の乖離を埋めるのは、財政移転である。図3で示すように、中国の財政制度では、まず中央に財源が多めに集められ、その後政府間財政移転の形で地方に移転金が交付されることにより、支出と収入のギャップを相殺しているのである。

図3 2013年度における中央と地方間の財源配分（単位：億元・比重）



(出所)『中国財政年鑑』(2014年版)より、筆者作成。

中国における財政移転の重要性について、さらに詳しくみていこう。

財政移転が発足した直後の1997年のデータを見てみると、1人当たりGDP(域内総生産)は、最高値の上海市25,750元に対し、最低値の貴州省2,215元であり、両者の格差が11.6倍であった。2013年のデータでは、最高値の天津市99,607元、最低値の貴州省22,922元であり、格差が4.3倍へと大幅に縮小されている。

「分税制」改革により、地方税では、地域間格差の小さい間接消費税のウェイトが低まった一方、直接税のウェイトが高まったことにより、経済力の地域格差と地方財政力格差の相関度が強まった<sup>24)</sup>。一般的財政移転が導入された1995年に、最高値の上海市と最低値の貴州省の1人当たり財政収入(財政収入=本級収入+財政移転)は、11.8倍であったが、それ以降徐々に縮まれつつあり、2001年には、最高値の上海と最低値の河南省の格差は、

8.4倍に、さらに、2014年には、最高値のチベット自治区と最低値の河南省の格差は、5.8倍までに縮小されており、好ましい傾向を見せている（表2）。

表2 1人当たり財政収入<sup>25)</sup>の最高値と最低値の格差の推移（1995年～2013年）

	1人当たり財収の 最高地区	最高値（元）	1人当たり財収の 最低地区	最高値（元）	格差（倍）
1995年	上海	2,885.30	安徽	244.15	11.8
1996年	上海	3,354.50	貴州	292.31	11.5
1997年	上海	3,677.24	貴州	316.62	11.6
1998年	上海	4,090.89	河南	371.16	11.0
1999年	上海	4,414.83	河南	426.01	10.4
2000年	上海	6,087.61	河南	653.54	9.3
2001年	上海	5,186.95	河南	554.56	9.4
2002年	上海	5,434.40	河南	645.06	8.4
2003年	上海	7,085.15	河南	754.51	9.4
2004年	上海	8,684.89	河南	955.11	9.1
2005年	上海	10,049.08	安徽	1,168.22	8.6
2006年	上海	10,841.61	安徽	1,567.43	6.9
2007年	上海	13,434.33	河南	2,046.17	6.5
2008年	上海	14,809.23	河南	2,467.92	6.0
2009年	チベット	17,366.93	河南	3,037.15	5.7
2010年	チベット	19,233.96	河南	3,541.07	5.4
2011年	チベット	25,480.99	河南	4,502.48	5.7
2012年	チベット	29,163.58	河南	5,202.08	5.6
2013年	チベット	32,197.04	河北	6,036.75	5.3
2014年	チベット	36,797.35	河南	6,301.16	5.8

（出所）『中国財政年鑑』（各年版）より、筆者作成。

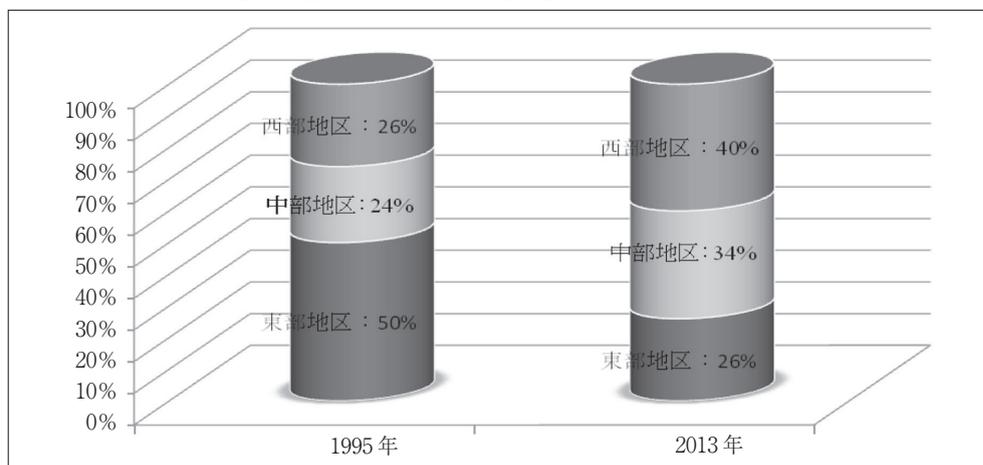
注：格差（倍）は、各省・直轄市・自治区ごとの人口1人当たり財収額の最高値を最低値で割った数値である。

2014年現在のデータで、省別1人当たり財政収入を変動係数<sup>26)</sup>の方法で計算すれば、財政移転金で調整する前は、0.676であり、移転金を加えた後は0.507に縮小されている。改善の余地は依然として大きい、財政移転に一定の均等化効果があることがうかがえる。

他方、1990年代以降、国有企業改革の停滞及び第2次産業と第3次産業の生産性格差の拡大などの原因により、東部と中・西部（すなわち、内陸地区）の経済力格差が拡大しており、放置できないものとなった。「分税制」が導入された当初、税還付のウェイトが大きかったため、財政移転金は、著しい経済発展に伴い、税源が集積している東部地区に半分ほどが交付されており、本級収入の少ない中部と西部地区への交付がそれぞれ24%と26%しかなかった。財政調整機能が弱体化していたことが分かる（図4左）。2000年代に入ると、中央政府が主導している「西部大開発戦略」は発足した。それとともに、西部地区のインフラ整備・生活保護など、発展環境を作るために、十分な財源が必要となっ

てきた。その事情に対し、2002年の所得税配分改革以降、中央から中・西部地区の省レベル財政への財政移転が大幅に増額された。図4の右で分かるように、近年、一般的財政移転の整備につれ、経済発展が立ち遅れ、少数民族が集中している中部地区（34%）と西部地区（40%）への財政移転金給付額を大きく増やしていった。

図4 地区毎の財政移転状況の比較（1995年と2013年）



（出所）『中国財政年鑑』（各年版）より、筆者作成。

この点について更に詳しくみていくために、2013年の財政移転の依存度の上位5地域と下位5地域の財政移転規模を比較する。表3で財政移転は地域間の財政力格差に応じて配分していることが分かる。依存度の上位5地域は、すべて1人当たりGDPが少なく、経済の立ち遅れている西部地区の省・自治区である。財政移転は財政力の弱い地域に傾斜的に交付されていることが分かる。

なお、依存度がそれぞれ1位と4位のチベット自治区と新疆ウイグル自治区は、もっとも貧困な地域でないことに注目したい。特に、2009年より、チベットが、「1人当たり財政収入第1位地区」の座をうかがったことは目立っている（表2再参照）。このように、財政移転の配分が、少数民族自治区へ傾けることは、政治的な考慮であると考えられる。

表3 2013年度、省・直轄市・自治区が財政移転に対する依存度

	依存度順位	本級収入 (億元)	財政移転額 (億元)	財政移転の 依存度	1人当たり GDP順位
チベット	1	95.02	902.49	77.9%	28
甘肅	2	607.27	1,615.45	65.8%	30
青海	3	223.86	859.40	62.4%	20
新疆	4	1,128.49	1,852.11	58.1%	18
貴州	5	1,206.41	1,840.80	54.3%	31
天津	27	2,079.07	425.20	15.0%	1
江蘇	28	6,568.46	1,332.76	14.9%	4
広東	29	7,081.47	1,502.10	14.0%	8
上海	30	4,109.51	615.29	12.4%	3
北京	31	3,661.11	526.55	10.8%	2

（出所）『中国財政年鑑』（2014年版）より、筆者作成。

1994年以降の財政移転による政府間再分配効果を簡単に振り返ってみると、「分税制」が実施した最初の数年間は、財政移転がほとんど働かなかった<sup>27)</sup>ため、地域間の財政力格差は、むしろ拡大したが、しかし、近年、省レベル地域間の経済力格差・財政力格差が若干緩和される傾向があることから、地域間財政力の調整・財政力格差の是正に寄与してきたと評価できるように至った。中央と省レベルの財政関係は、基本的には現在のシステムは、よく構築されているといえよう。

このような好ましい方向に転じた主な原因は、毎年中央から地方への財政移転の規模が拡大しているとともに、3種の財政移転の構成比が徐々に変わっていることにあると考える（図2再参照）。3種の財政移転による財政力格差の是正効果は、一般的財政移転>専項財政移転>税還付、という順になっている。そのため、各種の財政移転がそれぞれ占める構成比は、財政移転全体の財政調整効果に大きな影響を与えている。

考察にあたって、「分税制」改革以降の財政移転の変遷を3期に区分した。

ア、「分税制」が導入された1994年から2000年までの前期（税還付中心期）は、地方との妥協措置としての税還付は、7割以上で、規模が圧倒的に大きく、一方、一般的財政移転と専項財政移転の規模は、何れもわずかであった。そのため、この時期は、財政移転による財政力の調整効果がほとんどなかったという。

イ、2001年から2010年までの中間期（専項財政移転中心期）は、専項財政移転が占める比重が徐々に上昇し、2005年に33%と、税還付とほぼ同じ比重にまで高まっており、中心的な役割を果たすようになった。前章で述べたように、広大な国土を持つ中国において、各地域の状況が大きく異なっており、財政力均等化の目的を短時間で実現することが難しく、専項財政移転それ自体も財政力の調整に限界がある。そのため、この時期に、ナショナル・ミニマムの確保を目指して財政移転を行うことが、現実的な対応であったといえる。また、この時期の一般的財政移転も割合が徐々に上昇したが、副次的な役割しか果たしていなかった。

ウ、2011年以降今日に至る後期（一般的財政移転中心期）には、一般的財政移転の比重が、徐々に上がり、財政移転の中心になった。2007年に、一般的財政移転は、37%と初めて専項財政移転と税還付を上回り、2008年～2010年の間に、一旦専項財政移転を下回ったが、それ以降、比重が上昇する基調が続いており、財政調整の主軸が一般的財政移転となったといえる。2014年に、一般的財政移転の比重が53.4%へ上昇した一方、税還付の比重は9.8%へと低下しており、10%の大台を割り込んでいる。このような変化により、財政移転の再分配機能が強化され、地域間格差が徐々に縮小するようになった。

地方財収に占める専項財政移転と一般的財政移転の比重の変化をみると、両方ともかつてのわずかの比重（1995年に7.1%と5.5%）から2009年（20.2%と18.5%）まで増加傾向にあった。その後、専項財政移転が若干減少傾向に転じたが、一般的財政移転が引き続き増加しつつあり、2013年決算では、両者合わせて36.7%となった。「現有の地方既得利益の局面を保持し、徐々に改革の目標を実現する」<sup>28)</sup>という「分税制」改革当初の設計通りに、中央財政力・中央政府のマクロコントロール力が徐々に高まっている。

なお、財政学でいう「集権と分権」という視点から、専項財政移転と一般的財政移転を比較してみると、1999年に専項財政移転が14.2%、一般的財政移転が5.3%と、かなり専項財政移転の方が大きく、財政調整の中心は使途の決められた専項財政移転であった。

2006年から2009年の間、両方とも15%～19%台ではほぼ並んだ後逆転し、2013年には、専項財政移転が15.9%に対し、一般的財政移転が、20.8%となっている。地方財収に占める一般的財政移転の比重が上昇する一方で、専項財政移転が若干下がっているのである。専項財政移転の地方財政上の役割のみが落ちる形で、いわゆる「特定補助金」から「一般補助金」への流れをみることができる。地方の裁量権が徐々に拡大されている傾向である。

### 3.2 問題点

以上で述べてきたように、中国の政府間財政移転が地域間の財政力を是正する効果を果たす方向に転換しつつあるが、一方、県・郷レベルの地方政府の財政難で、ナショナル・ミニマムの確保さえできない問題を解決するに至っていないことなど、課題も少なからず残っているのも事実である。

#### ア) 各レベル政府の行政権と財政権の不明確問題

近年、財政移転の規範性を高めるため、法的整備を求める声が大きくなった。2003年に行われた全人代常務委員会では、「財政移転支出法」が初めて提案された。しかし、財政移転は、所詮経済発展が遅れている地域の地方財政を正常化するために、中央と地方政府間で行う財源の再分配である。財源再分配の仕方が如何に完備しても、各自の仕事の分け方がしっかり決まらなければ、意味はないであろう。現段階の中国では、地方税法、地方自治法が未整備であるため、地方の財政権と行政権さえ確立されていない。地方政府の行政権・仕事については、抽象的な規定<sup>29)</sup>のみであり、「国務院關於実行分税制財政管理体制的決定」（「国務院が分税制財政管理体制の実施に関する決定」）では、やや具体的に触れているが、厳密に言うと、それが、行政権ではなく、支出責任の分担<sup>30)</sup>である。その意味で、財政移転がもたらした問題は、単なる財政移転そのものの改革ばかりでなく、財政改革を深化させる過程で解決されるべき行政改革の課題をも投げかけている。

例えば、2002年12月に公布された「国務院の〔財政部が省以下の財政管理体制の完全化に関する問題・意見〕の指示と転送の通知」（「国務院批転財政部關於完善省以下財政管理体制有關問題意見的決定」）では、各レベル政府の行政権範囲と財政支出責任の確定を合理化すると明記したが、具体案がない。翌2003年5月に発表された「遼寧省人民政府が省・市の財政管理体制の整備に関する決定」（「遼寧省人民政府關於進一步完善省市財政管理体制的決定」）では、省内の市、県、郷の三級地方政府間の財政権を明確に規定されているが、行政権の区分が曖昧であり、重複が多く、問題の解決にはまだ遠いと感じる。

#### イ) 省以下<sup>31)</sup>の財政難問題

「分税制」により、中央と省レベル地方政府の間の財政関係は、整理してきたが、しかし、前文で述べたように、改革初期に地方政府の抵抗を回避する「漸進的」方式を採用した。そのために、改革当初は省以下の地方政府の財政関係についてほとんど触れなかったという。例えば、2001年より始まった農村税费改革では、義務教育の財政支出主体が県レベル財政に指定されたことにより、義務教育資金の保障、農民の教育負担の軽減、教育水準の均衡化という面では、大きな前進であると評価できようが、しかし、「農村教育費付加」と「教育集資<sup>32)</sup>」が撤廃され、県レベル財政の重要な財源がなくなった。また、財政困難

な県に対する具体的な支援策が挙げられていないなど、多くの問題が残されている<sup>33)</sup>。

その一方、このような問題に直面している省以下の政府までに、十分な財政移転が行き届いていないのが事実である。省と省以下政府の間に明確な配分基準がないため、上級政府が下級政府に財政移転金を交付する際に、一定の比率で移転金を保留することが多い。すなわち、財政移転による財政力調整の影響は、下級に行くほど、次第に小さくなることを意味する。

### ウ) 財政移転の不透明な問題

現行の制度では、省（直轄市・自治区）が中央からの財政移転財源を一括して受け取り、省内の市・県間の財政調整を担っているという仕組みで配分されているため、具体的に、どのように配分されているか、未明な点が多い。省以下の政府における財政移転を整備するほか、その透明性も向上させるべきであると考ええる。

なお、一般的財政移転について、標準支出額・標準収入額の算定や交付係数の決定方法などの詳細が不透明であるという問題も抱えている。

監督の面については、現在国の会計監査によりされているが、財政移転金は計画通りに交付・使用されているのか、そして実際の効果を確認し、社会に公開することが求められる。

2013年に開催された中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議（三中全会）で審議・採択された「改革の全面的深化における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」（「中共中央关于全面深化改革若干重大问题的决定」、以下、「決定」）の全文が11月15日、発表された。「決定」は、財政・税務体制改革の深化に関して、「予算管理制度を改善する」、「税収制度を改善する」、「権限と支出の責任とが相互に見合った制度を構築する」と明記しており、改革を求めている。

### 3.3 今後改革の動向

1994年以来、中国の財政移転が数回改正された。最新の情報としては、2015年2月に公表された「国務院が中央から地方への財政移転支出制度の改革と整備に関する意見」（「国務院关于改革和完善中央对地方转移支付制度的意见」、以下、「意見」）である。「意見」では、財政移転の全般及び一般的財政移転・専項財政移転の個別の取組み事項を発表し、財政移転の管理の強化、財政力均等化機能の完備、情報公開化などの複数の目標を目指し、今後の改革方向を示した。財政移転に関する法が整備されていない現段階では、「意見」の発表は、画期的なことであるといえる。

今回の改革の目標は、「一般的財政移転」と「専項財政移転」のみとされており、制度の健全化を図る。中央・地方はそれぞれの行政権・財政権が不明確であるという問題に対し、「意見」では、合理的に区分すると明記しており、中央と地方それぞれの権限、すなわち、財政移転金を算定する根拠を明確することが図る。なお、「意見」では、現行の財政移転は、「項目が多く、財政移転によって達成する目標が多すぎる」と指摘した上、一般的財政移転が財政移転の中心的であり、専項財政移転が補助的であると位置づけた。2つの財政移転金の使途を明確し、分業化することが評価できよう。

もっとも注目されている一般的財政移転については、本来、一般的財政移転は、使途が限定されない地方の「一般財源」であるが、しかし、前述のように、従来の制度では、一

一般的財政移転に、中央からの委託事業が数項目入っており、実質的に、一般的財政移転の一部が「専項財政移転」化されてきたといえよう。それに対して、「意見」では、中央からの委託事業または、中央・地方の共同事業を、一般的財政移転から専項財政移転へと次第に移動すると明記している。なお、用途の自由度が最も高い「均衡的財政移転」を制度の「中核」と位置づけ、一般的財政移転を純粋な「一般財源」化になるように取り組んでいる。前章で述べた「給与調整財政移転」も「農村税费改革財政移転」も、2014年決算に続き、2015年予算の内訳でも、見当たらなかった。財政移転改革の基本理念と合致した変化であるといえよう。一般的財政移転の比重については、財政移転全体（税還付を含まない）に占める割合を60%以上に高め、「均衡的財政移転」の増加幅を財政移転全体の増加幅を上回ると明記しており、「意見」の中に一般的財政移転に関する唯一の数値目標として注目される。中央政府が、一般的財政移転を整備する決意を読み取れる。また、「意見」では、國務院が定めた算定基準と算定法に従って算出すると明記した上で、各地域の実情を精確に反映すると強調している。財政移転による収入再分配の公平性の向上を図るといえるが、ただし、「標準財政収入額」と「標準財政支出額」を算定する際に、参考になる係数・因子の決定方法など、未公開のため、不明な点が残されている。

専項財政移転に関して述べた内容の中で、2014年にすでに3割の専項移転支出項目を削減したが、2015年では引き続き100項目までに減らすと設定された。その上、新規事業及び関連する専項財政移転を厳しく制限し、専項財政移転項目の増設を厳禁とした。前文で述べたマッチング資金に関しては、中央・地方の共同事業を除き、地方に専項財政移転金を交付する際に、マッチング資金を求めることが禁止するようになった。地方の裁量権と資金の効率性を向上することを図る。

その他、「交付・使途が不透明」問題に対して、予算案及び執行状況は全人代（日本の国会に相当）の許可を得てから、20日以内財政部を通じて、国民に公開すると規定する。公開する内容は、一般的財政移転及び専項財政移転の具体項目、規模、管理方法、交付実績などが含まれる。予算案公開の加速、情報公開の推進を図っている。

一方、省以下の財政移転の改革・整備及び財政移転制度に関する法的整備などのことも言及し、今後の改革の方向性として提示されたが、具体策が挙がっておらず、問題解決には時間がかかるようである。

## おわりに

本稿では、中国における「分税制」改革以降の政府間財政移転の沿革及び現状を整理したうえ、現時点の財政移転の到達点と問題点を明らかにした。

「分税制」と財政移転の関係性については、以下のようなものである。「分税制」は、財政移転の前提条件である。中央政府が「分税制」改革により財政権を集中し、移転金の安定財源ができたことにより、後程計画通りに地方へ移転金を交付することが可能になった。他方、税収がいきなり奪われた地方の反発を抑えるため、「分税制」改革の発足とともに、地方の損を最小限にとめる「税還付」が導入された。長期的に見れば、「税還付」は、地方との衝突を回避し、将来円滑に「専項財政移転」と「一般的財政移転」を主体とする真の財政移転に転換するための過渡的な妥協制度といえる。

「分税制」改革の目標は、中央コントロール力の強化・地域間の財政力格差の是正とさ

れているが、最初の十数年間に、富裕地域の既得利益を保護する「税還付」は、財政移転総額に占める割合が大きかった。一方、地域間財政力格差を是正する一般的財政移転は、低水準に止まっていた。そのため、「分税制」当初の目標が達成していないではないかという疑いもあった。しかし、時間の経過とともに、特に2011年以降、両者の比重が徐々に逆転し、財政移転の構造が規範化されたことにより、財政調整・収入再分配に一定の効果があつたことを示している。そういう意味では、「分税制」改革は、「抜本的」改革というよりも、方向性を示した上で、徐々に目標を実現する「調整的」改革といえよう。

各レベル政府の行政権と財政権の不明確、詳細の不透明などの課題に対し、2015年2月からの財政移転改革では、「一般的財政移転」と「専項財政移転」を主体とする規範化する財政移転を確立するとともに、財政移転全体の効率化・透明化及び公平性の確保という方向性が示された。

他方、省以下の政府間財政関係に関しては、農村部の県レベル・郷レベルの地方政府の財政難問題を十分に解決するに至っていないことなど、中国の政府間財政移転には、依然として問題点が数多く存在している。本稿で分析の対象としたのは、あくまで省レベル政府間の財政力格差であり、例えば、省以下の市レベル政府間及び、県レベル政府間に存在する格差については、分析を行っていない。この点についての考察は、今後の課題としたい。

地方財政は、中央財政と密接な関係を持っており、資源の最適配分、所得の再分配、経済の安定化などの役割を果たしている。このような財政活動を遂行しながら、直接地方住民に公共サービスを提供しているのは、地方である。2015年8月に行われた第12次全国人民代表大会常務委員会で、楼繼偉財政部長（当時）は、2015年1月～7月の地方政府性基金本級収入が前年同期比で32.7%減少した。その原因は、国有土地使用権の譲渡収入（土地販売収入）が同38.2%減少したからである<sup>34)</sup>と報告している。このような状況の中、財政移転が、ナショナル・ミニマムの確保、地域間財政力格差の是正などにより大きな役割を果たすことが期待される。

## 注

- 1) 財政請負制とは、地方政府が、財政収入の一定額（定額上納）、もしくは一定率（固定収入を除いた税収のシェア）を中央政府に対して請負い、残りを地方政府の取り分とする、という財政制度である。
- 2) 中国語では、それぞれ、「税収返還」、「専項財政転移支付」と「過渡期財政転移支付」。
- 3) 中国語では、「一般性財政転移支付」。
- 4) 中国の三地区の区分は、以下のものである。東部地区：北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、山東、浙江、福建、海南、広東の11省・直轄市。中部地区：山西、吉林、黒竜江、安徽、江西、河南、湖北、湖南の8省。西部地区：四川、重慶、貴州、雲南、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、広西、内モンゴルの12省・直轄市・自治区。
- 5) 中国の「国家財政」という語は、日本語の中の「国の財政」ではなく、中央政府の財政と地方政府の財政の両方を合わせるものを指しており、中央財政と地方財政からなる。すなわち、国家財政収入＝中央収入＋地方収入、国家財政支出＝中央支出＋地方支出。
- 6) 張（2009）p.18。
- 7) 中国の企業所得税、及び後述する個人所得税は、それぞれ、日本の法人税と所得税に相当する。
- 8) 『地方財政小辞典』では、「財源の不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準における行政を行うのに必要な財源が確保される制度を設けることが必要となる。このような制度のことを、一般的に地方財政調整制度、ないし地方財源保障制度と呼ぶ」と定義している。
- 9) 孫（2010）p.8。

- 10) 黄・迪帕克 (2003) p.55。
- 11) 張 (2009) 前掲文 p.17。
- 12) 中国の消費税は日本の旧物品税に相当するもので、高額品、贅沢品などに課税されるものであるため、日本の消費税と異なる。一方、日本の消費税に相当するものとして、中国では、増値税が該当する。ただし、日本の消費税は資産と役務の両方を課税対象としているが、中国の増値税は物品の販売のみを課税対象としている。
- 13) 張 (2001) を参照。
- 14) 張 (2009) 前掲文 p.30。
- 15) 「国務院が石油製品価格及び税制改革実施に関する通知」(「国務院関于実施成品油価格和税费改革的通知」)を参照。
- 16) 「六費」とは、公道養路(修繕)費、航道(航路)養護費、公道運輸管理費、公道客貨物運送付加費、水路運輸管理費と水運客貨物運送付加費である。
- 17) 「中華人民共和國財政部予算司サイト」[http://ysss.mof.gov.cn/2015czys/201503/t20150324\\_1206399.html](http://ysss.mof.gov.cn/2015czys/201503/t20150324_1206399.html) (2016年6月6日アクセス)。
- 18) 持田 (2006) p.187。
- 19) 沼尾 (2007)。
- 20) 中華人民共和國審計署：日本の会計検査院に相当する。
- 21) 人民ネット「地方配套資金近半未到位」<http://politics.people.com.cn/GB/1026/10676587.html> (2016年2月12日アクセス)。
- 22) 少数民族地域とは、5自治区(チベット、新疆、寧夏、内モンゴル、広西)と3民族省(雲南、青海、貴州)、及び非民族省の民族自治州をいう。
- 23) 地方の本級収入とは、地方が自ら徴税した収入である。
- 24) 持田 (2006) 前掲書 p.176。
- 25)  $1人当たり財政収入 = (本級収入 + 財政移転額) / 当時の人口$ 。
- 26)  $変動係数 = 標準偏差 / 平均値$ 。
- 27) 内藤 (2004) p.149。
- 28) 中国語では、「保持現有地方既得利益格局、逐步達到改革的目标」。
- 29) 「中華人民共和國憲法」第107条を参照。
- 30) 張 (2001) p.166 参照。
- 31) 中国語でいう「省以下」という表現は、省が含まれず、省より下級の市・県・郷の地方政府を指す。
- 32) 集資 = 資金を集めること。
- 33) 分税制実施後に起こったこの現象については、「中央財政はますます向上發展し、省級財政は喜び、地級市財政は不安定で、県級財政は厳しくてたまらなく、郷鎮財政はゼロになっている」(=「中央財政蒸蒸日上、省級財政喜氣洋洋、市級財政搖搖晃晃、県級財政哭爹喊娘、郷鎮財政精光光」ということを表す民謡がある)。
- 34) 中国人大ネット「国務院が本年度以来予算執行状況に関する報告－2015年8月27日第12次全国人民代表大会常務委員会第16次会議にて」[http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-08/29/content\\_1945072.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2015-08/29/content_1945072.htm) (2016年6月29日アクセス)。

## 主要な参考文献

- 黄 佩華・迪帕克 (2003年) 『中国：国家發展と地方財政』、中信出版社。
- 徐 一睿 (2010年) 『中国の財政調整制度の新展開－「調和の取れた社会」に向けて－』、日本僑報社。
- 孫 開 (2010年) 『地方財政管理探析』、東北財経大学出版社。
- 中国財政年鑑編集委員会 『中国財政年鑑』各年版、中国財政雜誌社。
- 張 忠任 (2001年) 『現代中国の政府間財政關係』、御茶の水書房。
- 張 忠任「中国の政府間財政關係改革の趨勢－分税制の変容－」(2009年2月) 『綜合政策論叢』第16号。
- 地方財務研究会 (2011年) 『地方財政小辞典』(六訂)、ぎょうせい。
- 内藤二郎 (2004年) 『中国の政府間財政關係の実態と対応－1980～90年代の総括』、日本図書センター。

- 町田俊彦「中国における中部地区開発と政府間財政関係」(2011年)『専修大学社会科学研究所月報』(572・573)。
- 持田信樹(編集)(2006年)『地方分権と財政調整制度－改革の国際的潮流』、東京大学出版会。
- 沼尾波子(2009年)「中国の三農政策と政府間財政関係」<http://www.eco.nihon-u.ac.jp/center/ccas/pdf/wp010.pdf> (2016年6月29日アクセス)。
- 遼寧省財政科学研究所・東北財経大学財税学院(2011年01期)『地方財政研究』、地方財政研究雑誌社。政府公文書：
- 中国共産党第18期中央委員会第3回全体会議(2013年)「中共中央關於全面深化改革若干重大問題的決定」。
- 国務院(2008年)「国務院關於实施成品油價格和稅費改革的通知」国發[2008]37号。
- 国務院(1993年)「国務院關於实行分稅制財政管理体制的決定」国發[1993]85号。
- 国務院(2014年)「国務院關於改革和完善中央对地方轉移支付制度的意見」国發[2014]71号。
- 国務院(2002年)「国務院批轉財政部關於完善省以下財政管理体制有關問題意見的通知」国發[2002]26号。
- 遼寧省人民政府(2003年)「遼寧省人民政府關於進一步完善省市財政管理体制的決定」遼政發[2003]17号。

キーワード：中国、地域間の財政力格差、財政移転、地方財政

(SUN Meng)